

公益通報者保護法の一部を改正する法律 条文抜粋

(改正法第11条1項) 事業者がとるべき措置

事業者は、…公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者を定めなければならない。

(改正法第12条) 公益通報対応業務従事者の義務

公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

(改正法21条) 罰則

条第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。